

四日市市科学教育奨学資金支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、海外で理科系の学問を学ぶ人材の支援及び育成を図り、科学教育の振興に寄与することを目的として、四日市市科学教育奨学資金（以下「奨学資金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、理科系の学問とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 生物学、農学、食料科学、医学、健康・生活科学、歯学、薬学等生命科学系の学問
- (2) 環境学、数理科学、物理学、地球惑星科学、情報学、化学、総合工学、機械工学、電気電子工学、土木工学・建築学、材料工学等理学・工学系の学問

（支給対象者）

第3条 奨学資金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 募集期間の初日において3年以上四日市市に住民登録を有する者又はその子で、奨学資金の支給を必要とする者
- (2) 日本の国籍を有しない者にあつては、永住者又は特別永住者の在留資格を有する者
- (3) 日本の大学若しくは大学院で理科系の学問を学ぶ学生又は大学若しくは大学院で理科系の学問を学んだ卒業生のうち募集期間の初日において未就職の者で、さらなる学術の習得を目的として、概ね1年以内に海外留学を開始する者又は留学中の者
- (4) 人物・学業ともに特に優良な者
- (5) この要綱による奨学資金の支給を受けたことがない者

（支給額）

第4条 奨学資金の支給額は、月額100,000円とする。

（支給期間）

第5条 奨学資金の支給期間は、海外留学の期間中とする。ただし、2年間を上限とする。

（願書の提出）

第6条 奨学生になろうとする者は、別に定める期間に奨学生願書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

- (1) 推薦書（第2号様式）
- (2) 住民票
- (3) 大学又は大学院の成績証明書
- (4) 小論文

- (5) 留学先校の入学許可書又は在学証明書
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(奨学生の選考)

第7条 教育委員会は、奨学生を選考するため、四日市市科学教育奨学資金奨学生審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、書類審査及び面接審査により奨学生の選考を行う。
- 3 審査委員会は、奨学生の選考に際し、学識経験者等に意見を求めることができる。

(支給決定の通知)

第8条 教育委員会は、奨学生として決定した者に対し、奨学生決定通知書（第3号様式）を送付する。

(支給手続に係る書類の提出)

第9条 奨学生として決定された者は、誓約書（第4号様式）その他の支給手続に必要な書類を、定められた期限までに教育委員会へ提出するものとする。

(支給申請)

第10条 奨学生は、第5条に規定する支給期間において、毎年度四日市市科学教育奨学資金交付申請書（第5号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは交付額を決定のうえ、四日市市科学教育奨学資金交付決定通知書（第6号様式）を申請者に交付する。

(支給方法)

第11条 教育委員会は、奨学資金を第1期（4月分～9月分）及び第2期（10月分～3月分）に分けて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は奨学生の留学期間等により必要と認めるときは、奨学資金を一括支給することができる。

(留学等の状況報告)

第12条 奨学生は、前条の規定により奨学資金の支給を受けようとするときは、留学先校の在学証明書等により留学等の状況報告を行うとともに、請求書（第7号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、奨学生に対し留学等の状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 奨学生は、第5条に規定する支給期間において、毎年度四日市市科学教育奨学資金事

業実績報告書（第 8 号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

（終了報告書の提出）

第 14 条 奨学生は、第 5 条に規定する支給期間を終えたときは、遅滞なく終了報告書（第 9 号様式）に復命書を添えて、教育委員会へ提出しなければならない。

（支給の廃止又は停止）

第 15 条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の支給を廃止することができる。

- （1） 傷病その他の理由により、成業の見込みがないとき。
- （2） 学業成績が不良であるとき。
- （3） 奨学資金を必要としない事由が発生したとき。
- （4） その他教育委員会が支給の廃止が必要であると認めたとき。

2 奨学生が休学した場合その他教育委員会が必要であると認めたときは、奨学資金の支給を停止することができる。

（奨学資金の返還）

第 16 条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により奨学資金の支給を受けたことが明らかになったときは、支給の決定を取り消すとともに、既に支給した奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

2 教育委員会は、前条第 1 項により奨学資金の支給を廃止したときは、廃止事由の発生時期により、既に支給した奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

（補助金の評価）

第 17 条 教育委員会は、奨学資金の必要性及び効果を検証し、必要に応じて要綱の改正または廃止を行う。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（四日市市科学教育奨学資金支給要綱の廃止）
- 2 四日市市科学教育奨学資金支給要綱は、廃止する。
（四日市市科学教育奨学資金交付要綱の廃止）
- 3 四日市市科学教育奨学資金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の日の前日までに、四日市市科学教育奨学資金支給要綱及び四日市市科学教育奨学資金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(有効期限)

- 5 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

(第1号様式)

奨学生願書

フリガナ		生年月日	
氏 名		E-mail	
住 所	TEL		
留学先学校			
留学先所在地			
留学期間	年 月～ 年 月		
在学（出身） 学校・学部等			
奨学金を 希望する理由			
四日市市科学教育奨学資金の支給を受けたいので、奨学生として採用していただきたく 申請します。 年 月 日 本 人 住 所 氏 名 印 (自署又は押印) TEL 世帯主 住 所 氏 名 印 (自署又は押印) TEL 四日市市教育委員会 あて			

(第2号様式)

推 薦 書

年 月 日

四日市市教育委員会 あて

推薦者

印

(自署又は押印)

下記の者は、四日市市科学教育奨学資金支給事業実施要綱の規定による奨学生として適当と認め、推薦します。

氏 名		生年月日	
留学先学校			
在学（出身） 学校・学部等			
専攻 研究テーマ			
健康状況			
推薦所見			
特記事項			

(注) この推薦書は、封印して提出してください。

(第3号様式)

奨学生決定通知書

奨学生番号 号

様

留学先学校名

在学（出身）学校・学部等

年度四日市市科学教育奨学資金奨学生として決定したので、次の
とおり奨学資金を支給する。

1. 期 間 年 月 から 年 月 まで

2. 支給額 月額 円

年 月 日

四日市市教育委員会

(第4号様式)

誓 約 書

四日市市科学教育奨学資金の支給を受けることについては、実施要綱の
規定を遵守し、奨学生としての責務を果たすことを誓約いたします。

年 月 日

奨学生番号 号

住 所

氏 名

印

(自署又は押印)

四日市市教育委員会 あて

(第5号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者住所

申請者氏名

印

四日市市科学教育奨学資金交付申請書

年度において四日市市科学教育奨学資金の交付を受けたいので、四日市市科学教育奨学資金支給事業実施要綱第10条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 奨学資金交付申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 奨学生決定通知(写)

(第6号様式)

四日市市指令 第 号一

住 所

氏 名

四日市市科学教育奨学資金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市科学教育奨学資金
については、四日市市科学教育奨学資金支給事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 奨学資金交付の額 金 円
- 2 交付の対象となる事業 四日市市科学教育奨学資金
- 3 奨学資金の交付の条件
 - (1) 四日市市科学教育奨学資金支給事業実施要綱の規定を遵守すること
 - (2) この奨学資金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この奨学資金の交付については、後日市の監査を行うことがある。

(第 7 号様式)

請 求 書

年 月 日

金 額 円

(年 月～ 月分四日市市科学教育奨学資金として)

上記金額を請求します。

四日市市長 あて

住 所

氏 名 印

(第8号様式)

年 月 日

四日市市長 様

住 所

氏 名 印

四日市市科学教育奨学資金事業実績報告書

年 月 日付四日市市指令第 号一 で奨学資金の交付決定を受けた
年度四日市市科学教育奨学資金事業を完了したので、四日市市科学教育奨学
資金支給事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 復命書（留学報告書）
- 2 収支決算書

(第9号様式)

終 了 報 告 書

奨学生として支給を受けた、四日市市科学教育奨学資金については、

支給期間（ 年 月から 年 月）が終了しましたので

報告いたします。

年 月 日

奨学生番号 号

住 所

氏 名

印

(自署又は押印)

四日市市教育委員会 あて